

特定医療費（指定難病）支給認定申請書（新規）

受診者	フリガナ		年齢	生年月日	年 月 日	
	氏名					歳
	住所	〒 福岡市 区	電話番号	-	-	
	加入医療保険	被保険者氏名		受診者との続柄		
		保険種別 (該当するものに○)	国保(一般・組合)・後期高齢・健保協会・健保組合・共済・生保・その他()			
		保険者名				
記号・番号		(記号)	(番号)	(枝番)		
資格取得日	(昭和・平成・令和) 年 月 日					
病名						
8歳未満の 保護者(受診者が1人)	フリガナ		生年月日	受診者との続柄	年 月 日	
	氏名					
	住所	〒 □ 住所、電話番号は受診者と同じため省略(該当する場合は☑)			電話番号	-
該当するものに☑	自己負担上限額の特例	□ 人工呼吸器等装着(※1)		□ 軽症高額該当(※2)		
	市町村民税非課税世帯の方は受診者(受診者が18歳未満の場合は保護者)の障害年金、遺族年金、特別児童扶養手当等を受給している場合は、その金額がわかる公的機関が発行する書類(証書、年金払込み通知書等)の写しを添付してください。	障害年金や遺族年金等の収入 □ 有 □ 無 年金決定通知書や年金払込通知書等の内容 種別 () 支給額 (年額 円) □ 低所得Ⅱ(非課税世帯、本人収入80.9万円超)の区分を適用して差し支えないので添付しません。				
	今回申請する受診者と同じ世帯内の同一医療保険加入者で指定難病もしくは小児慢性特定疾病の医療費助成を受けている者又は申請中の者がいる場合は、受給者証の写し等を添付してください。	□ 有 □ 難病 (氏名)	□ 無 □ 小児 (受給者番号)			
	■受診を希望する指定医療機関(※3・4) (□にチェックしてください。)	□ 各都道府県又は政令指定都市が指定する全ての難病指定医療機関				
特定医療費の支給を開始することが 適当と考えられる年月日(※5)	年 月 日	【左記の欄が申請日から1か月以上前の年月日となっている理由】 □ 臨床調査個人票の受領に時間を要したため □ 症状の悪化等により、申請書類の準備や提出に時間を要したため □ 大規模災害に被災したこと等により、申請書類の提出に時間を要したため □ その他()				
診断年月日	軽症高額該当の翌日	年 月 日	年 月 日			

【留意事項】

- ※1 人工呼吸器等装着とは、継続して常時生命維持管理装置を装着する必要がある、かつ日常生活動作が著しく制限される方です。人工呼吸器を装着している方について、継続して常時とは、一日中施行することが必要であって離脱の可能性がない場合をいいます。
- ※2 認定基準の重症度分類を満たさないが、申請日の属する月以前の12か月の間に、上記の難病に関する月ごとの医療費総額が33,330円を超える月が3月以上ある場合に該当します。(申請にあたっては医療費申告書及び領収書等医療費が確認できるものが別途必要です。)
- ※3 認定された場合は、全国の都道府県又は政令指定都市が指定する難病指定医療機関(病院・診療所・クリニック・薬局・訪問看護事業所)で医療受給者証が使用できます。ただし、医療受給者証に記載された疾病及び当該疾病に付随して発生する傷病に関する医療に限ります。
- ※4 難病指定医療機関に指定されているか否かは次の方法によりご確認ください。
① 受付窓口で確認する。
② 受診される医療機関等に難病の医療受給者証が使用できるか否か確認する。
③ 医療機関等が所在する都道府県又は政令指定都市のホームページで確認する。(検索例：福岡市 難病 指定医療機関)
- ※5 特定医療費の支給開始日は、指定医が重症度分類を満たしている日と診断した日又は軽症高額の基準を満たした日の翌日(ただし遡り期間は原則申請日から1か月前(やむを得ない理由により申請が行えなかった場合は最長3か月前)の同じ日)まで遡ることが可能。そのため、申請日に関わらず、臨床調査個人票に記載された診断年月日等、特定医療費の支給を開始することが適当と考えられる年月日を記載。

窓口確認欄

※裏面も必ず記入してください。

